

令和5年2月20日（月）

於・農林水産省第3特別会議室

第208回林政審議会議事速記録

林 野 庁

午後1時00分 開会

○鳥海林政課長 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから林政審議会を開催いたします。

私、林政課長の鳥海と申します。本日の司会を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、定足数について御報告いたします。本日は、委員20名中17名の委員に御出席を頂いております。当審議会の開催に必要な過半数の出席という条件を満たしておりますので、本日の審議会が成立していることを御報告いたします。

本日は、林野庁長官が国会に出席をしております関係で、開会に当たりまして、林野庁次長の森から御挨拶をさせていただきます。

○森林野庁次長 御紹介にあずかりました林野庁次長の森でございます。

今日は織田長官が、衆議院の予算委員会の分科会の質疑の対応で欠席でございますので、私の方から代理で御挨拶させていただきます。

林政審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は大変お忙しい中、林政審議会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様方におかれましては、本年1月6日付けをもちまして委員に任命されてございまして、これから2年間、委員として御活躍をお願いいたします。我が国の森林・林業・木材産業行政につきまして、それぞれのお立場、御知見から、忌憚のない御意見を頂きますようお願いを申し上げる次第でございます。

さて、この3年ほど世界に大きな影響を与えました新型コロナウイルスにつきましては、感染リスクを引き下げながら、経済社会活動の継続を可能とする新たな日常の実現に向けて取り組むという段階に至っておるといふふうに考えてございます。

この間、森林・林業・木材産業の世界におきましては、いわゆるウッドショックでございませつか、ロシア・ウクライナをめぐる情勢、また、急激な円安の進行など、取り巻く情勢は大きく変化をいたしてございます。また、近年、毎年のように大規模な豪雨災害が発生するようになってございまして、森林の有する災害防止機能や水源涵養機能の重要性が一層増しているものと考えてございます。

林野庁といたしましては、一昨年、本審議会にて御審議を頂きまして閣議決定をいたしました森林・林業基本計画を踏まえまして、林業・木材産業の持続性を高めながら、2050年カーボンニュートラルに寄与するグリーン成長の実現を目指すということで、国産材の持続的・安定的

供給体制の強化でございますとか、都市の木造化の推進、また、森林整備や治山対策等による森林の多面的機能の発揮や国土の強靱化など、諸般の課題解決に取り組んでまいりたいと考えてございます。

今日は、新たな会長の選出などお願いをいたしまして、その後、森林・林業をめぐる昨今のトピックスにつきまして御報告をさせていただきます。

また、本年5月末に施行を控えております、いわゆる盛土規制法の基本方針案につきましても御説明をさせていただきます、御議論いただくことといたしております。

さらに、本審議会の後は、引き続きまして施策部会で森林・林業白書の御議論も頂くということになってございまして、関係する委員の皆様には非常に長丁場になって恐縮でございますけれども、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

簡単ですが、御挨拶に代えさせていただきます。

○鳥海林政課長 ありがとうございます。

この林政審議会につきましては、本年の1月6日付けで委員の改選が行われまして、本日が改選後初めての会合となりますので、この後、会長が選出されるまでの間は私が引き続き議事進行を務めさせていただきます。

まず、本日御出席を頂いた委員の皆様を御紹介いたします。時間の関係もございまして、新任の委員の皆様から簡単に自己紹介をお願いすることといたしまして、前回から引き続き委員をお受けいただいております委員の皆様には、私から御紹介をさせていただきますこととしたいと存じます。

なお、お手元に参考3として林政審議会の委員名簿を配布しておりますので、御覧を頂ければと存じます。

それでは、新任の委員の方からですね。

まず、秋吉朋美委員でございます。よろしくお願いいたします。

○秋吉委員 初めまして、熊本県菊池市というところから参りました秋吉と申します。

森林整備事業を主に、うちの方としては伐採・搬出業を8割方、それと造林事業の方で、下刈り等の造林事業の方を2割程度行っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○鳥海林政課長 続きまして、飯塚潤子委員でございます。

○飯塚委員 初めまして、東京チェーンソーズの飯塚潤子と申します。

私は、東京都檜原村というところで2006年に創業した林業事業体に2013年から転職をしまし

て、途中、産休・育休も挟んだり、なかなか現場には注力できない状態で、あとは木工の販売ですとか、いろいろと森林サービスの事業を新しく始めたりとか、いろいろなことを取っ散らかってやっておる中途半端な者なんですけれども、こういった場に呼んでいただきまして、勉強させていただければと思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

○鳥海林政課長 続きまして、小貫裕司委員でございます。

○小貫委員 初めまして、王子ホールディングスの小貫でございます。

私は、王子ホールディング、去年の4月から社有林全般を管理する部門のプレジデントということに拝命させていただいたんですが、あわせて、実際に作業をしている王子木材緑化の社長でもございます。いろいろと日頃、林野庁の皆様方にはお世話になっておりますが、今回こういう形で参加させていただきました。

是非どうぞよろしく願いいたします。

○鳥海林政課長 続きまして、小山由希子委員でございます。

○小山委員 どうも皆さん、こんにちは。佐賀県庁から参りました小山由希子と申します。

現在、政策部というところで全般的な仕事をしておりますけれども、林業職で県庁採用になりまして、もう30年弱になりますけれども、普及半分、現地機関での普及職員、あと、計画企画部門というところで働いてきておりました。

どうぞよろしく願いします。

○鳥海林政課長 続きまして、佐藤貢委員でございます。

○佐藤委員 皆さん、こんにちは。宮崎県の日之影町というところの町長をしております。

私、宮崎県の町村会の会長してございまして、全国の町村会出ておりましたら、前任が栃木県の茂木町の小口会長さんでございました。おまえ、山の中の町長やから、林政審議会へ行って山のこともっと勉強するなり、説明をしたりする役やから、おまえやれということで、御命令でございましたので、若輩ながら引き受けさせていただきました。

町も91%が山ということでございますので、林業なくしては町も成り行かないようなところでもあります。先生方の御指導を賜りますようお願い申し上げます。よろしく願い申し上げます。

○鳥海林政課長 続きまして、土川覚委員でございます。

○土川委員 皆さん、こんにちは。名古屋大学大学院生命農学研究科長の土川でございます。

たまたまなんですけれども、今、日本木材学会の会長の方も兼任をしております、今回、

林政審議会ということでお招きいただきまして、大変重く受け止めております。恐らく私の立場としては、いわゆる川下の方の使う側として、こういった場でどういうふうなことになるのかというようなことを、何かにつけてお話しできればというふうに思っております。何かにつけて、まだまだ勉強不足のところがありますので、皆さんの御指導を受けたいと思います。

どうぞよろしく願いをいたします。

○鳥海林政課長 続きまして、中西宏一委員でございます。

○中西委員 初めまして、株式会社キーテックの社長の中西と申します。

LVLと合板を千葉県と山梨県の工場で作っております。今回この委員になりまして、木材加工という立場、川中でのポジションでの生の現場の声を皆様にお聞きいただければと思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

○鳥海林政課長 ありがとうございます。

続きまして、引き続き林政審議会の委員をお受けいただきます委員の皆様を御紹介いたします。時間の関係もございますので、御紹介のみとさせていただきます。

小野なぎさ委員でございます。

○小野委員 よろしく願いいたします。

○鳥海林政課長 河野康子委員でございます。

○河野委員 よろしく願い申し上げます。

○鳥海林政課長 斎藤幸恵委員でございます。

○斎藤委員 斎藤でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○鳥海林政課長 玉置敏子委員でございます。

○玉置委員 よろしく願いします。

○鳥海林政課長 土屋俊幸委員でございます。

○土屋委員 土屋です。よろしく願いいたします。

○鳥海林政課長 出島誠一委員でございます。

○出島委員 出島です。よろしく願いいたします。

○鳥海林政課長 中崎和久委員でございます。

○中崎委員 中崎です。よろしくどうぞお願いいたします。

○鳥海林政課長 日當和孝委員でございます。

○日當委員 日當でございます。よろしくお願いいたします。

○鳥海林政課長 松浦純生委員でございます。

○松浦委員 松浦でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○鳥海林政課長 立花敏委員でございます。

○立花委員 立花でございます。よろしくお願いいたします。

○鳥海林政課長 なお、このほか、本日は所用のため御欠席の3名の委員の方がいらっしゃいます。吉川重幹委員、福島敦子委員、丸川裕之委員でございます。

以上、本審議会は計20名の委員構成となっております。

林野庁の出席者につきましては、お手元に参考4として林野庁名簿を配布しておりますので、御覧いただければと存じます。

それでは、議事次第に沿って議事を進めさせていただきます。

まず、議題1の「会長の選出等について」でございます。

林政審議会令第2条第1項の規定によりまして、会長の選出は委員の互選によることとなっておりますけれども、いかがいたしましょうか。

玉置委員、お願いいたします。

○玉置委員 森林・林業・木材産業について幅広い御見識をお持ちであり、前期においても会長を務めていただきました土屋委員が適任かと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○鳥海林政課長 ただいま、玉置委員より土屋委員を会長にとの御提案を頂きましたけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○鳥海林政課長 異議なしとのことでございましたので、土屋委員に会長をお願いしたいと存じます。

それでは、ここで土屋会長に会長席にお移りいただきまして、議事進行をお願いしたいと存じます。土屋会長、お願いいたします。

○土屋会長 ただいま、皆さん、御指名いただきました土屋です。

実は、3期目になるんですが、マンネリに陥ることなく、議事の進行だけではなく、皆さんが十分な議論ができるように努力してまいりますから、よろしくお願いいたします。

これ、実はシナリオだとそのまま議事に入ってしまう。ちょっと御挨拶申し上げてよろしいですか。

座らせていただきます。

御存じのとおり、委員は2年間で1期になっています。そうしますと、この2年間に一体何をやるんだろうかというのは、皆さん、少し気になっているところだと思うんですが、実は、林政審議会が一番大きな仕事というのは、私の認識では、森林・林業基本計画を作ることになります。

これは、先ほど御説明ありましたように、2021年の6月にできています。ですから、それから5年後ですから、次の計画は2026年の6月にできるという計算になるのですが、これはコロナ禍があって21年に審議が延びてしまったのですが、本来ですと20年中に審議を全部終えるのが普通の形態でした。

ということは、それから5年後ですから、25年に審議会での審議が行われるので、実はこの審議会の回数も多いときになります。皆さんの任期は24年中までということになっておりますので、その前の助走期間というふうに捉えることが、基本計画に関しては言えると思います。助走期間というのは、これは何もやらなくていいというのではなくて、集中審議を25年にやるに当たって、その前に様々なことを、ある意味で我々委員として勉強することでもありますし、それから、様々な御意見や情報を事務局に伝えるということも非常にその前には重要になってくると思います。ですので、そういう助走期間としての意味合いをお考えになって、御参加いただければと思います。

もう一つ、基本計画の流れでいきますと、日本の森林の3割を占める国有林野が、毎5年ごとに基本計画の改定をしています。国有林野管理経営基本計画というのですけれども、この改定の年度が来年度になります。つまり、これからまず我々が取り組む大きい仕事の一つは国有林野管理経営基本計画の改定の議論ということになってくるかと思います。国有林に関しては、毎年毎年ミニ白書の検討ということで、基本計画の、言ってしまうと、進行管理をやっているわけですが、これはこれまでの委員の方は皆さん御存じのとおりだと思いますが、その総ざらえ的なものをやり、基本計画を変えていくことが必要になってくるというのが、この期のまず初めにやることになります。

これまでも、2年間の間に何もなかったかなと思っていると、結構実はいろんな案件が上がってきて、それなりにいつも忙しい審議会になっているんだと思うのですが、そういう意味で言うと、今のところ私自身は全然よく分かっていないんですが、今、農政の方では、森林・林業基本計画に当たるものとして、食料・農業・農村基本計画というのがありますが、その基になっているのは食料・農業・農村基本法ですね。その食料・農業・農村基本法の改正の検討がす

ごい急ピッチで行われているところです。もう今年度中に終わるぐらいなんですかね。というところで、実は林政の方のそれに対しての動きはどうなっているのか、私にはよく分かっていないんですけども、今までの林業基本法、それから森林・林業基本法の経験からいくと、2年から3年後に森林の方の基本法の改正が出てくるというのがこれまでの流れになっています。そうなってくると、これもそんなに先ではないという話になります。この期で直接検討するかどうかは分からないにしても、先ほどの基本計画と同じように、検討の前の様々な議論。御存じのとおり、農政の検討に当たっても、今の基本法の直接の検討の前に様々なトピックスの検討を、検討会等を立ち上げて、やっていました。林政の場合、それがどうなるか分かりませんが、少なくとも林政審議会という場があるのですから、そこで様々な問題点の検討というのを独自に自分たちで議論をしながらやっていくことは非常に重要だと思いますので、その辺も少し頭に入れておいていただければと思います。

ちょっと長くなりましたが、最後です。審議会の運営についてなんですが、これはこの前の期からかなり取り組んできたことなんですが、コロナ禍があって、なかなかそううまくいかなかったところもあるんですが。

新しい委員の皆さん、ちょっとこの席の配置が変わっているなどお思いになりませんでしたか。余り思わないかな。実はこれ、もともとの形からいくと90度回っているんですね。もともとは、委員の皆さんはそちらにずらっと並んでいて、こちら側に事務局の林野庁の幹部の皆さんが並ぶって形でした。そうすると、林野庁の皆さんの顔は委員の皆さんはよく見えるんですが、委員同士が全然見えなかったんですね。それで、90度回して、皆さんの顔はよく見えるようになりました。ただし、実は幹部の皆さんの顔は大分遠くになっちゃったんですけども。

これは何をしたかったかっていうと、やはり審議会の場というのは委員同士でちゃんと意見交換をするってことが大事なわけで、なかなか時間が限られているんで、それは難しい部分もあるんですが、少なくとも顔を見ないとそれはやれないだろうということでありました。このことが何を意味するかというと、審議会の場は議論をする場だと私は考えていまして、ですから、皆さん、それぞれのお立場や、それから、バックグラウンドの様々な組織をお抱えなわけですが、それに基づいた御意見のほかに、審議会というのは国民の代表がここに来ているという考え方もできるわけで、一国民として様々な御意見があれば、それは何も自分の専門や立場以外のところからでも、一国民として御発言いただいて全く構わないだと思います。それをどう取り上げるかは、それは事務局なりなんりの裁量でやっていただければいいわけで。ということで、前期までの2期は議論が活発で、いつも私は、その交通整理にひたすら努力してき

た感があるのですが、是非この期も私を悩ませるような活発な議論をしていただければ非常に有り難いと思っております。

以上、非常に長くなりましたが、こういう挨拶をする場はここしかないなので、2年に一度なので、させていただきます。

それでは、これからは内容に入っていきます。

それで、まずは、私は今、会長に選んでいただいたのですが、会長代理を指名する必要があります。

林政審議会令第2条第3項により、会長は会長代理を指名することとされておりますので、その指名をさせていただきます。会長代理には、前期においても、それからその前の期もなんですが、会長代理を務めておられた立花委員にお願いしたいと存じます。

立花委員、よろしくお願いいたします。

○立花委員 よろしくよろしくお願いいたします。

○土屋会長 続きまして、事務局から審議会の議事の取扱いなどの御説明をお願いいたします。

○鳥海林政課長 事務局でございます。

参考資料2に当審議会の関係法令を用意してございますけれども、その3ページに林政審議会の議事規則がございますが、その第4条に、当審議会の会議は公開というふうにされてございます。ただし、公正かつ中立的な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の個人若しくは団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができるとされております。

また、議事録は縦覧に供するものとされておりますけれども、会議の円滑な運営を図るため必要がある場合には、会長は議事録に代えて議事要旨を、会議の議決を経て、縦覧に供することができるかとされております。

実際には、会議終了後、委員の皆様には議事録を御確認を頂いた上で、林野庁のホームページに掲載をし公表させていただいておりますので、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○土屋会長 御説明ありがとうございました。

次に、議題2の「部会所属委員の指名等について」に移ります。

当審議会の下には施策部会と地球環境小委員会が設置されております。

林政審議会令第5条第2項により、施策部会に所属する委員につきましては会長が指名することになっておりますので、まず、施策部会委員を指名させていただきます。部会委員につい

では、立花委員、小山委員、斎藤委員、中崎委員、日當委員、松浦委員、それから、今日は御欠席ですが丸川委員の、計7名にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

次に、今選ばれた施策部会の部会長ですが、施策部会長の選出についてでございます。施策部会長につきましては、林政審議会令第5条第4項により、施策部会委員の皆様の互選によることとなっております。互いに選ぶですね。委員の皆様、いかがいたしましょうか。

○松浦委員 すみません、松浦です。

前期の林政審議会においても施策部会長を務められておりまして、森林・林業・木材産業について幅広い見識と豊富な経験をお持ちの立花委員が適任かと存じます。いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○土屋会長 ただいま、松浦委員より立花委員を施策部会長にとの御提案を頂きましたが、施策部会委員の皆様、今もう御発声がありました。御異議ございませんでしょうか。

(「はい、異議なし」と声あり)

○土屋会長 異議なしというふうに認めました。

それでは、立花委員に施策部会長をお願いしたいと思います。

施策部会は、新人の方はまだ御認識はないかもしれませんが、森林・林業白書の作成や、その他企画に関する様々なことを検討する、企画担当の部会になっています。よろしくお願いいたします。

それでは、先ほどは会長代理にもなりましたが、今、施策部会長に選出された立花さんより一言御挨拶いただければと思います。

○立花委員 だだいま施策部会長に御指名を頂きました立花でございます。

私もこれで3期目の施策部会長ということになりまして、会長からお話ございましたように、「森林・林業白書」の作成等に様々な形で関わっていく、委員の皆様と共に審議をしていくということになります。これまでも委員の皆様と共に精いっぱい頑張ってきましたけれども、引き続き委員の皆様におかれては同じように、より良い白書を作れるように、そして、国民の皆様手に取っていただけるようにしていきたいと思っております。また、関わる議題をもって部会が開催される場合もございますので、様々な形で日頃から森林・林業・木材産業に対して関心を持ち、どういった方向がいいかというのを考えていただいて、この場でしっかりと議論していきたいと思っております。

引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

○土屋会長 立花施策部会長を始めとした施策部会の方々、かなり会合の回数が多くなります

が、よろしく願いいたします。

次に、地球環境小委員会の委員の指名を行います。地球環境小委員会の委員につきましては、林政審議会議事規則第6条により、施策部会長が指名することになっておりますので、立花部会長に指名をお願いしたいと思います。

○立花委員 ありがとうございます。

地球環境小委員会委員につきましては、小山委員、出島委員、中崎委員、日當委員、そして私を加えた5名を指名させていただきます。よろしく願いいたします。

○土屋会長 ありがとうございました。

それでは、今指名されました委員の方々は、地球環境小委員会の方の審議にもよろしく願いいたします。ありがとうございました。

報道関係のカメラ撮りはここまでとさせていただきますので、報道関係の方は御退席いただきましたね。ありがとうございました。

それでは、議事次第に沿って進めさせていただきます。

まずは議題3の「森林・林業・木材産業に関する現状と対応方向について」ということで、事務局の方から御説明をお願いいたします。

○森下企画課長 御紹介にあずかりました林野庁企画課長、森下でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

着席にて失礼をいたします。

私の方から、資料1「森林・林業・木材産業に関する現状と対応方向」といった資料に即しまして、概況を御説明申し上げます。資料を御覧ください。

まず、2ページ目、御覧ください。森林・林業基本計画でございます。

森林・林業基本計画でございますけれども、森林・林業基本法に基づきまして、施策の基本的な方針を定めるものでございまして、おおむね5年ごとに変更されることとされております。

令和3年6月に森林・林業基本計画、閣議決定をしております。戦後造林された人工林が本格的な利用期を迎えているといったことを背景といたしまして、森林を適正に管理しつつ、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展をさせるといったことで、社会経済生活の向上と2050年カーボンニュートラルに寄与するグリーン成長の実現を目指すことといたしております。

その主な柱といたしましては、下段に掲げているとおりでございまして、森林資源の適正な管理・利用、それから、イノベーション等によりマイナスの収支をプラスに転じる新しい林業

に向けて取組を展開していこうというもの、それから3つ目としては、下左でございまして、木材産業の国際競争力並びに地場競争力の強化をしていこうというもの、それから、下段真ん中でございまして、都市等における第2の森林を造っていこうといったこと、それから、右下にございますように、新たな山村価値の創造を目指すものでございます。こういったことを柱としております。

3ページ目、御覧ください。基本計画に掲げる目標でございます。

一つは、左側、森林の有する多面的機能の発揮に関する目標でございまして、これは左の中段に掲げております指向する森林、いわゆるあるべき森林、望ましい森林といった状態を定めた上で、5年後、それから10年後、20年後、それぞれ育成単層林、育成複層林、それから天然生林についての目標を掲げ、そこに誘導していくための取組を行っていくといったものでございます。

それから右側、木材供給量の目標でございます。これも、森林資源の充実期を迎えまして、現在は3,400万立方メートルでございますけれども、これを令和7年、令和12年に向けて大きく伸ばしていくといった目標を立てているところでございます。

4ページ目、御覧ください。我が国の森林の現状でございます。

我が国は、御案内のとおりですけれども、世界有数の森林国でございまして、国土の3分の2が森林でございます。

森林は、国土の保全、それから水源の涵養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、林産物の供給等々、多面的な機能を有しているところでございます。

面積ベースで申しますと、森林蓄積は着実に進んできておりまして、右下、御覧いただきますとおり、人工林の齢級別面積で見ますと、50年生を超えて成熟しているといったことありまして、いわゆる利用期を迎えているといった状況にございます。

5ページ目、御覧ください。カーボンニュートラル・地球温暖化対策への貢献でございます。

気候変動対策における国際的な法的枠組みとして採択されましたパリ協定というのもございまして、これを踏まえ、令和3年10月に地球温暖化対策計画は閣議決定されております。そこにおきましては、2030年度の森林吸収量の目標を、新たに強化する形で設定をしております。

その目標に向けまして、間伐、それからエリートツリー等を活用いたしまして、再造林等の森林整備、それから建築物等における木材利用の拡大を進める、こういったことに取り組んでいくこととしており、「伐って、使って、植える」という森林資源の循環利用を推進している所存でございます。

6 ページ目、御覧ください。国土の保全等の推進でございます。

近年、短時間で大雨が降るといったこと、それから線状降水帯等々、これまでに見られなかったような非常に長時間にわたる局地的な大雨の発生ということが見られるところでございます。また、全国各地で山地災害等も激甚化しておりまして、また、同時多発的に発生するといった傾向も見られるところでございます。

令和4年度におきましても、7月、それから8月の大雨、それから度重なる台風の影響によりまして、全国各地におきまして山地災害が発生してしているところでございます。

こうしたことを受けまして、防災・減災、そして国土強靱化のための5か年加速化対策といったことに、計画に基づきまして、山地災害危険地区や重要インフラ施設周辺等を対象といたしました森林整備、そして治山対策を重点的に実施しているところでございます。

7 ページ目、御覧ください。林業生産の現状でございます。

木材価格、近年は横ばいで推移してきておりまして、2021年には世界的な木材需要の高まり、それから海上輸送運賃の上昇等によりまして輸入木材の価格は高まり、その代替需要によりまして国産材の価格も上昇するといったことで、現在も高止まっているといった状況でございます。

林業産出額でございますけれども、近年増加傾向で推移しておりまして、2021年度でございますけれども、国産材価格の上昇等によりまして、前年に比べ13%増加して、ここ20年度で見ると最高の水準に至っているという状況になっております。

次、8 ページ目、御覧ください。森林の経営管理の集積・集約化でございます。

我が国の森林保有の構造でございますけれども、小規模で、そして零細といった構造を有しております。

また、所有者の世代交代だとか不在村化等々によりまして、所有者の特定が困難が森林、それから境界が不明な森林が多数存在しているという状況でございます。

このため、意欲ある者が経営管理を一括して実施する集積あるいは集約化を推進していくことが必要でございまして、そのために森林経営計画の作成を促進するとともに、所有者や境界の特定に取り組みつつ、市町村における森林経営管理制度等を推進しているところでございます。

9 ページ目、御覧ください。人材の育成・確保、労働安全でございます。

林業従事者でございますけれども、長期的には減少傾向にございましたけれども、2015年から2020年にかけて横ばいに転じており、現在は4.4万人ということになっております。

左下のグラフを参考に御覧いただきたいと思いますが、緑の雇用事業等によりまして、新規就業者を確保し、現場技能者として段階的、そして体系的に育成をしているといったところでございます。

林業における労働災害の発生率でございますけれども、他産業に比べて高いといった状況は続いておりまして、更なる改善に向けまして取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

林野分野の外国人労働者でございますけれども、2021年10月時点では161名と少ない水準でございますけれども、技能実習第2号へ移行する対象職種の追加に向けまして、業界団体の取組等を支援しているといったところでございます。

10ページ目、御覧ください。生産性の向上でございます。

我が国の林業でございますけれども、丸太の生産、それから流通のコストが海外と比べて高いと、これに伴って収益性が低いといった状況でございます。

また、自然条件下での苗木の運搬だとか等々、人力の作業が多いといったこともございます。木材輸送などにより重要な林道等の路網整備、これを引き続き進めるとともに、災害の激甚化、走行車両の大型化等にも対応できますよう、改築・改良により路網の強靱化・長寿命化を図っているところでございます。

それからまた、新技術を活用した機械化・デジタル化、それから成長に優れたエリートツリー等の導入等によりまして、伐採から再生林・保育、ここに至る収支のプロセスをマイナスからプラスに転じる、転換する、そういったことを可能にする新しい林業の実現に向けて頑張っているところでございます。

11ページ目、御覧ください。

さらに、スマート技術、デジタル技術等を活用した林業・木材産業の将来像でございます。

日本はやっぱり厳しい地形条件にあると、そういったことに起因する、いわゆるきつい・危険・高コスト、3K林業だとか、記憶・経験に頼る林業、こういったものから脱却していくために、IC等を活用したり生産管理を行うスマート林業、それから自動化機械、エリートツリー等々によりまして、伐採・搬出・造林を省力化・軽労化していくことが必要になっている。

それから、日本固有のスギから製造する改質リグニンなどの木質の新しい素材、新素材によりまして林業の枠を超える新しい産業を創造していくといったことにも取り組んでいるところでございます。

その実現に向けまして、令和元年に作成した林業イノベーション現場実装推進プログラム、

これを令和4年7月にアップデートいたしまして、開発・普及を推進しているところでございます。

12ページ目、御覧ください。木材需給の現状でございます。

木材需要でございますけれども、住宅着工戸数の減少を背景といたしまして減少傾向で推移しておりますけれども、近年は回復傾向に転じております。平成24年から再生可能エネルギー固定価格買取制度、いわゆるFIT制度の導入によりまして、木質バイオマス発電施設は増加しております、燃料材の需要量は増加しているといった状況でございます。

木材供給につきましては、国産材の供給量が近年増加傾向にございまして、右のグラフにございますとおり、令和3年の木材自給率は41.1%ということで、4割の水準をキープしております。

13ページ目、御覧ください。木材産業の競争力強化でございます。

国内の製材、合板、集成材でございますけれども、国産材使用割合は増加傾向で推移しております。

木材産業の国際競争力の強化に向けまして、ほかの資材だとか外材に対抗できますよう、JASだとか人工乾燥製材だとかいった、その品質の、あるいは性能の確かな製品を、より低いコストで安定的に供給していくことが必要になっております。

また、国際競争力と併せまして地場競争力の強化にも取り組んでおりまして、地域を支える産業といたしまして、いわゆる量産型工場では対応が難しいような地域の多様なニーズをすくい取った、対応した柔軟な製品供給を図って、そういう必要が生じているところでございます。

14ページ目、御覧ください。国産材の需要拡大・利用促進でございます。

左側の図を御覧いただきますと、階層別・構造別の着工建築物の床面積ベースで見ますと、やはり低層の住宅、木造率は約8割でございますけれども、使用木材の5割が輸入材に頼っているといったこと。それから、中高層、それから非住宅の分野は非木造が圧倒的に多いという状況でございます。

木造住宅における横架材だとか羽柄材等での国産材利用を拡大するとともに、公共建築物、それから中高層建築物等の木造化・木質化を推進することが必要でございまして、CLT、それから耐火部材の開発・普及、木造建築物の設計者の育成などに取り組んでいるところでございます。

また、「都市（まち）の木造化推進法」に基づきまして、建築物木材利用促進協定の推進、それから、川上から川下まで関係者が参画する木材利用促進に向けた官民協議会、いわゆるウ

ッド・チェンジ協議会等々によりまして、また、木づかい運動や国民運動を通じまして、木材を利用しやすい環境を整備している、そういう状況でございます。

15ページ目、御覧ください。木質バイオマスの利用でございます。

いわゆるF I T制度が開始された後、新規認定を受けた、主に未利用木材を使用する木質バイオマス発電施設でございますけれども、2022年3月末現在で105件が稼働しているといった状況でございます。利用が低位な林地残材等の一層の活用に向けまして、全木集材により効率的な収集・運搬システムを構築するといったことを通じまして、燃料材を安定供給図っていくといったこと、それから、地域の森林資源を地域内で熱利用あるいは熱電併給といったことにより、余すことなく活用する地域内エコシステムの構築に向けても取り組んでいるといったところでございます。

16ページ目、御覧ください。木材輸出の促進でございます。

2022年の木材輸出状況でございますけれども、輸出相手国別では中国が217億円と約全体の4割を占めております。品目別では、丸太が206億円と、全体の約4割を占めている状況でございます。

2030年には5兆円、林産物は1,660億円の目標を掲げてございますけれども、その実現に向けまして、製材、それから合板等の付加価値の高い木材製品の輸出拡大に取り組んでいくことが必要となっております。

17ページ目、御覧ください。山村地域の振興でございます。

我が国の森林の約6割は山村に位置しているといったことで、その林業従事者等が、山村の住民がその管理を担っているという状況でございます。

山村地域では過疎化・高齢化により就業人口が全国に先行して減少しているといったことがございます。また、平均所得が全国と比べ低いといったこともございまして、山村における収入、そして仕事をいかに確保していくか、こういうことが課題となっております。

また、地域の林業・木材産業の成長発展、それから、特用林産物の地域資源付加価値向上等に加えまして、森林空間をうまく利用していく、活用していく、そういったことにより新しい産業、森林サービス産業といったものを創出していくこと、必要となっております、いわゆる森林資源をフル活用することにより、山村地域の活性化を図っていくといったことを取り組んでいるところでございます。

18ページ目、御覧ください。国有林における取組の①でございます。

国有林野でございますけれども、我が国の森林の約3割、国土の約2割を相当する部分を占

めておりまして、奥地、それから背骨と言えるような地域、そして水源地域に広く分布をしているところでございます。

地球温暖化の防止、それから水源の涵養等々、公益的機能を適切に発揮させるために、森林整備、それから治山等の事業に取り組んでいるとともに、原始的な天然林等の保全等にも取り組んでいるところでございます。

最後、19ページ目、御覧ください。国有林における取組の②でございます。

国有林野事業におきましては、その組織力、それから技術力、そして資源を活用いたしまして、民有林に係る施策を支え、森林・林業施策推進に大きく貢献をしているといったところでございます。

林業の低コスト化等の実践、それから技術の開発・普及、そして樹木採取権の制度の推進等々に加えまして、木材需要の急激な増減に対応した供給調整を行うなど、地域における国産材の安定供給体制の構築に貢献をしているといったところでございます。

以上、概況でございますけれども、これからも基本計画に基づく施策を着実に推進してまいると、こういう所存でございます。

御清聴ありがとうございました。

○土屋会長 どうもありがとうございました。かなり広い分野のことについて、簡潔に御説明を頂きました。

今回のこの御報告は、期の初めに当たって、今の状況や課題、問題は何かというのをもう一回思い返しという意味合いがあるんだと思いますので、そういう意味では、かなり基本的な部分も含めて御質問、御意見を頂ければと思います。特に新しく委員になられた方々は様々な、少し分からない部分もあろうかと思っておりますので、積極的に御意見、御質問を頂ければと思いますが、いかがでしょうか。もちろんこれまでの委員の方もどうぞ。

じゃ、玉置委員、どうぞ、まずは。

○玉置委員 自分の意見ということで、最初に手を挙げさせていただきました。

私は、12ページからの木材需要・木材産業のところでの思いを少し伝えさせていただければと思います。

まず、12ページにあります住宅着工戸数の、近年は回復傾向にあるというのは、2年前のウッドショックからの立ち上がりのときのことを言われているのかなというふうに思います。去年から確実に住宅着工は落ちております。これは全国的に同じであって、他の状況が今重なって、基本的に消費者マインドも下がり、住宅着工が下がっています。これは、法律含めて規制

事が多いし、2025年にもありますが、そこまでは下がる傾向にあると思っております。

それから、13ページ、国産材使用割合は増加傾向、確かにそう思います。

木材産業の国際競争力の強化に向けてというところですが、そればかりではなくて、実は2025年に住宅は、歴史が変わる位の規制強化があります。そのときに、恐らく住宅はJAS材を積極的に使うというふうになっていくと思います。それはなぜかという、今まで材木の仕様とか強度に関しては建築士に任せ構造計算は簡略されてました。それが、全て申請しなきゃいけなくなりますので、仕様も構造も保証されたJAS材を使うということになると、設計の段階から自由性が生まれます。準備はしなきゃいけないですが、恐らくJAS材を使うということになるので、低コストで安定的な供給というのはとても期待するということでもあります。

それから、14ページの木造建築物の設計者の育成、中大規模の木造化・木質化のところですが、横架材は確かにウッドショックのときから国産材に大きく変わっていったというふうに思っております。これももう利用の段階ではなくて設計の段階から変えておりますので、一度国産材になった横架材が、また外材に戻るということは恐らくないんじゃないかなというふうに思っております。だから、木造設計者の育成ってとても有り難いことです。

それを含めてですが、この木材利用促進協定、これを各県と進めておりますが、とても行政の力が、協力が大きいのですが、まだまだ理解をしていただけていない。各県の今までの取組を中心にして協定内容というのを固めようとしているんですけども、余り積極的に取り組んでいただけないというところがあるので、なかなか進まない。この設計者の育成とか、サプライチェーン等、木材を利用しやすいということのためには協定を結ぼうというふうに進めてはおりますので、引き続き各県の行政の力をお借りしたいなというふうに思っておりますので、またその辺の御指導、よろしく願いいたします。

以上です。

○土屋会長 非常に重要な情報をありがとうございました。

何か事務局の方からお答えすることありますか。

どうぞ、お願いします。

○齋藤木材産業課長 木材産業課長の齋藤でございます。

玉置委員、どうもありがとうございます。

まず、冒頭の着工戸数の認識、御指摘のとおりかと思っております。直近の令和4年の着工戸数85万6,000戸ということで、実は総数、着工戸数全体としてはその前の年と横ばいという

ことになっているんですけれども、木造の住宅の着工戸数が47万8,000戸ぐらいになっておりまして、この水準が、実はコロナウイルス感染症の影響で着工が落ちた80万戸の年と同じぐらいの水準ということで、非常に木造住宅の着工というのは今厳しい状況にあるというふうに認識しております。委員からお話のあったとおり、長いトレンドで見ている。近年回復傾向というのはやや誤解を与える表現かとも思いますので、そこら辺は丁寧にしていきたいなと思っております。

それから、JAS材に関する御指摘、これも私どもも非常に重視をしております。実はJAS材、特に製材の関係が、その資料の13ページにもありますとおり、実は格付率が非常に低いという現状がございます。左下の表でございます。こういった関係もございまして、製材JASの規格の見直しというのが定期的に行われておりますけれども、この製材JASの規格の見直しなども含めまして、JAS材を安定供給できるような体制の構築に向けて努力をしているところでございます。

○小島木材利用課長 続きます、木材利用課長の小島でございます。

玉置委員の最後の木材利用促進協定のコメントについて、お答えさせていただきます。

先般法改正されました、いわゆる通称「都市（まち）の木造化推進法」に基づきまして、木材利用促進協定という制度が新しくできたところでございます。この新しい協定制度は、国又は地方公共団体が事業者の団体ないしは企業の皆様、そして場合によっては施主の皆様とも協定を結んで、木材の利用、どのぐらい今後進めていくのかっていうのを協定で整理をして、その目標に向かって一緒に取り組んでいこうと、そういったようなものでございます。

現状、各都道府県の方も協定を結んでいる事例というのはどんどん増えてきておりまして、おおむね、約50ぐらいの協定が今生まれてきているというところでございます。

国につきましても、例えば農林水産省としましても、今、協定を積極的に結んでおりまして、国が結んだ協定も10を数えたところでございます。JBNさんを始め関係の団体とも結びましたし、先日は日本マクドナルドさんと農林水産大臣が協定を結びまして、新しくマクドナルドが店舗を造るときには国産材をこのぐらい使うんだっていう、そんなような目標を立てていただいた協定でございます。

この協定をしっかりとまた普及しながら、各都道府県、木材利用の動きが、機運が高まるように取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

小野委員が手を挙げておりました。どうぞ。

○小野委員 小野なぎさでございます。お時間頂きましてありがとうございます。

私からは意見ということでお話しさせていただきたいんですが、17ページの部分の取組ですね。

私、森林空間の利用というのを今15年ほど、これまで行っておりました、森林・林業基本計画ができてから、各都道府県・市町村の行政の窓口の方がこの新たな山村価値の創造というのを取り組み始めて、検討しているなという様子を最近感じております。お問合せが増えていたり、何をしたらいいのかというお声も増えているので、このような施策を発信していただいて、とても有り難いなと思っています。

一方で、農林課がやっているところですか産業振興課がやっているところがありますが、農林課がやっているところは割と、何をすればいいのか分からないという御意見がたくさんある傾向でございます。

そして、現場からなんですけれども、私も各地方に行って、いろいろ森林空間を歩かせていただいておりますが、近年、現場でヤマビルの被害というのがとても多いような御意見を頂いております。鳥獣被害ですと鹿ですとか熊の対策もされていると思いますが、森林空間の利用になったときに、やはりヤマビルというのはとても影響が大きいです。特に春・夏という時期にたくさん出てきていて、全く山に入れないですとか。

昨年末に勉強会を開きまして、森林総研の研究員の方に御協力を頂いて講師となって、勉強会を開きましたら約80名ほどの参加者がおりました。中6割ほどが被害に遭われていて、どのような被害があったかというアンケートも取りましたら、集中力やモチベーションの低下ですとか、仕事の中断又は忌避剤の購入に費用が掛かっている等ですね。被害があっている現場も本当に全国各地に広がっているように思います。

鹿が増えている影響もあるかと思いますが、この辺り、現場に薬剤をまけばいいのではないかと、余りそこだけ特化してしまうと森自体によくない影響もあると思いますので、全体を通して、このヤマビルの被害というのも考えていく必要があるのではないかなと思っています。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございました。

私もヤマビルの被害には結構遭っていたもので、深刻な問題だというのは認識しているところです。

何かお答えするのありますか。

どうぞ。

○川村森林利用課長 森林利用課長でございます。

まず、空間利用の部分でございますけれども、おっしゃるとおり、農林担当の役場の方々、何をやったらいいか悩んでいるというところも多々伺っております。

我々、森林空間利用単体で取り組むというよりは、地域全体で様々なコンテンツを組み合わせ、農業もしかり、観光分野もしかり、そういったものを組み合わせ、地域振興というものに取り組んでいくべきであろうというふうに考えております。そのため、農村振興局の農山村振興という形で、地域全体での取組というものを連携しながら取り組んでいこうというふうに考えております。その中で、森林空間というものがしっかりと地域の資源として活用されるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

あと、ヤマビルの関係。林業従事者の場合には、いろいろ森林組合とか林業労働関係の対策というのもあるかと思いますが、一般の方が山に入る際の対策というのは、ちょっとこれから勉強させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

もしもあれば、もう一つぐらいは受け付ける。

どうぞ、中西委員。

○中西委員 中西でございます。

私は、LVLと合板を製造しているメーカーでございます。コロナ禍の中で、昨年、一昨年の約2年間、ウッドショックによる木材価格の暴騰やロシアからの一部林産物の輸出入規制があったり、最近では為替の問題だとか色々なことに右往左往させられました。そこで感じましたことは、安定供給と、川上の木材も川中の製品も市況のアップダウンはありますが、ウッドショックのような暴騰ではなく、ある程度安定したところの価格推移が非常に重要だと思いました。

私の会社ではこの2年間で原料を外材から国産材に大きくシフトしました。この2年間の経験も活かすとすれば、是非国産材には安定供給が受けられること、また色々な施策を講じる中で長期にわたって外材より優位な価格を維持されるとありがたいと思います。

そういう意味で、先ほど来ご説明いただいている多方向からの施策が打たれ国際競争力がつけば、国産材は非常に使いやすいものになると思われま。以上現場の意見として報告させていただきます。

○土屋会長 ありがとうございます。

事務局の方からありますか。

どうぞ。

○齋藤木材産業課長 中西委員、ありがとうございます。

今、中西委員からお話ありましたとおり、コロナウイルス感染症による需要の減退、その後、ウッドショック、さらには、ロシア・ウクライナの問題に端を発しますロシアによる単板ほかの輸出規制というようなことで、非常に木材需給が大きく変動した3年間ではなかったかなというふうに思っております。

その際に、まず合板の方で申し上げれば、やはり供給キャパシティを超えて需要がある場合、非常に厳しい状況があるなというふうに我々も思っております。特にコロナウイルス感染症のときに在庫が少し抑えられているところで、急に需要が回復して供給が追い付かないというような事象もございましたし、価格の問題は、今ほど中西委員がおっしゃったように、適正価格でということで、安定的な価格が望ましいということはもちろんですけども、やはり製品の安定供給をしていくためには、需要がある程度見越せる中で国産材も供給力をアップしていくという、供給力の増大ということが非常に重要なポイントではないかなというふうにも思っております。

今、先ほど玉置委員がおっしゃったように、少し需要が緩んでいる場面。この場面ですと国内の生産体制もかなり供給力がある状態でもございますので、この間に少し外材と国産材の転換というところをしっかりと取り組んで、シェアを挙げていくこと自体が国産材製品の安定供給に非常に有効な手だてではないかなというふうに考えているところでもございます。

引き続き施策を展開してまいりたいと思います。

○土屋会長 ありがとうございます。

まだ御質問や御意見もおありかと思いますが、今の話題というのはこれからもずっと林政審議会の場で、様々な場面が出てくると思いますので、またその時々で御質問、御意見を願います。

それでは、次に議題4に入ります。「盛土規制法に基づく基本方針（案）について」。

事務局側から御説明をお願いいたします。

○箕輪治山課長 治山課長の箕輪でございます。

私の方から「盛土規制法に基づく基本方針（案）について」説明させていただきます。

資料は、資料2-1でポイントと概要をまとめたもの、また、資料2-2で本体を付けてお

りますが、本日は資料2-1の方で説明を進めてまいりたいというふうに思います。

1枚おめくりを頂きまして、1ページ目でございます。

盛土規制法に基づく基本方針（案）についてということで、左側に経緯・スケジュールを書いてございますが、昨年に盛土規制法が成立・公布され、本年5月26日に施行、スタートをするという運びとなっております。

この盛土規制法については、都道府県や政令市等の地方公共団体に運用を行っていただくということで、その地方公共団体が的確に運用を行えるよう、この基本方針というものをお示しするということとしてございまして、法律の施行後、速やかにお示しをしていきたいというふうに思っておりますので、本日、事前に説明をして、御意見を賜ればというふうに思っております。

右側に、盛土規制法第3条というふうに書かれておりますが、第2項に、この基本方針案に盛り込まれる事項、四つ書いてございます。

一つ目が、盛土等の災害防止に関する基本的な事項というものをまず定めようということ。

二つ目として、基礎調査の実施について指針となるべき事項。

三つ目として、規制区域というものを設けますが、この区域の指定について指針となるべき事項。

四つ目として、その他の重要な事項について定めるということとしてございます。

また、第3項に、基本方針を定めるときは、林政審議会を含めて各種審議会の意見を聞かなければならないというふうになってございますので、本日、御意見を賜ればというところでございます。

次のページから具体的内容に入っております。

まず1点目、盛土等に伴う災害の防止に関する基本的事項の部分で、盛土規制法の概要と重なる部分もありますので、その内容について説明をしてまいりたいと思います。

ページをおめくりいただきまして、3ページ目でございます。

基本方針の位置付け、盛土等に伴う災害の防止の考え方とあり、法制定の背景・必要性とも重なる部分でございます。

盛土をめぐる現状というふうに書いておりますが、皆様御承知のように、一昨年になりますけれども、令和3年7月に静岡県熱海市で、大雨に伴って盛土が崩壊して土石流が発生し、甚大な人的・物的な被害が出たというところでございます。これを機に、国交省・農水省等では

盛土の総点検を全国的に実施し、この熱海の事案以外にも災害が発生した事案があったというところでもございました。

そういう事案を踏まえる中で制度上の課題として挙げられたのが、これまでも幾つかの法律によって規制は行ってきたんですけども、それぞれの目的の限界から、盛土の規制が必ずしも十分でないエリアが存在したのではないかということで、一番下でございましてけれども、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要ということで、今回の盛土規制法が成立をしたところでございます。

そして、先ほど申しましたけれども、国土交通大臣、農林水産大臣が盛土等の災害の防止に関する基本方針を策定して、その方針の下に都道府県知事等がこの規制を実施するとしているところでございます。

この法に基づく具体の防止措置等、盛土の災害の防止に向けた措置というのが次のページ、4ページ目でございます。

四つのポイントがございまして、まず、1点目が「スキマのない規制」ということで、都道府県知事等が盛土等による災害を防ぐために、人家等に被害を及ぼし得る区域、これを規制区域として指定をするということとしてございます。

なお、区域指定に当たっては市町村の意見を聞くなどの、その市町村が関与できる仕組みを導入するということとしてございます。

また、都道府県知事は、この規制区域の指定等に当たっては、基礎調査というものを実施して規制区域の指定をしていくという段取りとなっております。

さらに、この規制区域内で行われる盛土等が都道府県知事の許可の対象となるということで、規制が行われるということでございます。「盛土等」というふうに言うておりますけれども、いわゆる盛土、土を盛るだけでなく、単なる土捨て行為とか一時的に土を堆積する、そういうものについても規制の対象となるというところでございまして、新しく造る盛土以外にも、既存の盛土についても改善の命令等が行われるというようなこととしてございます。

下にイメージがありますけれども、左側が従来宅地を造成するための盛土・切土、いわゆる市街地とか、これから市街地になる土地が区域の指定を受けていたんですが、新たな制度、右側になるんですけども、森林・農地を含めて、そこで行われる盛土・切土、土捨て行為とか対象になるというところでございます。具体的な規制区域の考え方は後ほど御説明をいたします。

次のページ、5ページ目、措置の二つ目として、盛土等の安全性の確保を図るためにという

ことで、許可基準・手続というのを定めてございます。

先ほど説明した規制区域の中で盛土等を行う場合には、災害の防止のために必要な許可基準を設定していきます。さらに、それに準じた形でしっかりと安全対策、工事が行われるかというの、定期的に報告を受け、また、中間的な検査、あと、終わった後に完了検査を実施することによって、盛土の安全性というのを確保していくということとしてございます。

次のページ、6ページ目、お願いいたします。

さらに、3点目としては責任の所在の明確化、また、4点目として実効性のある罰則ということで、管理責任を今回明確化してございます。

盛土等が行われた土地については、土地所有者の方が常時安全な状態でそれを維持する責務を有するというのを明確化してございます。

また、2点目として監督処分というふうにありますけれども、先ほど言ったように、新しい盛土だけでなく既存の盛土等について、安全性に問題があって災害防止のために必要なときは、その盛土を造った人とか工事の施工者など、そういう原因行為者に対しても是正処置等を命令するということができるというふうにしてございます。

さらに、罰則がしっかり抑止力として機能するように、これまでより高い水準に強化をしたというところでございます。

こういう措置を、新しい法律の中では措置をしているというところでございます。

続いて、ページをめくっていただきまして、二つ目として、具体的にその規制区域等をどうかけていくのかということで、基礎調査の実施及び規制区域の指定について指針となるべき事項というものを整理してございます。

引き続き8ページ目に進んでいただければというふうに思います。

下に簡単なフロー図がありますけれども、規制区域の指定に当たっては、まず基礎調査というものを実施いたします。その結果を取りまとめて、関係市町村長へ通知、また公表しまして、関係市町村長から意見を聴取した後に実際の区域を指定するという形になってございます。

上の囲みになりますけれども、基礎調査については、この盛土の災害を防止するためにまず不可欠な、その規制区域の指定のために必要となる調査でありますので、速やかに基礎調査に着手をしていただきたいと思いますというふうに思っております。

また、規制区域の指定に当たっては、可及的速やかに指定を行うとともに、リスクのあるエリア、これはできる限り広く規制区域に指定することが重要だというふうに考えてございます。

なお、下の※にありますけれども、規制区域指定後は、おおむね5年ごとに基礎調査等を実

施して、必要に応じて見直しを進めるということとしてございます。

続いて9ページ目に規制区域の具体的なイメージを描いてございます。

規制区域、大きく二つございます。

まず赤枠でくくった「宅地造成等工事規制区域」。これは市街地とか集落、人家等がまとまって存在している地域で、盛土等がその中でされれば人家等に危害を及ぼし得る地域ということでございます。

もう1点が青で囲んだ「特定盛土等規制区域」でございます。これについては、市街地とか集落から離れているものの、地形の条件から、盛土がされれば人家等に危害を及ぼし得るエリアということで、具体的には、市街地の上流の方で盛土が崩落して、その崩落した土砂が土石流となって溪流を下って市街地等の保全対象に到達するであろう、そういう地域も今回規制区域として指定をするということとしてございます。

具体的にこれらを、どうやって指定していくのか、また、調査をしていくのかというのが次の10ページ目になります。

左側が宅地造成等工事規制区域に必要な調査の手順でございまして、まずは市街地等区域の抽出を行います。市街地とか集落を抽出、さらには、それに近接・隣接する土地を抽出した後に、その下、(2)ですけれども、その中でも盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域は除外した後に、(3)でございましてけれども、宅地造成等工事規制区域の候補区域を設定するというようにしてございます。

一方、特定盛土等規制区域は右側ですけれども、これは、市街地・集落等に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域をまずは抽出していただくということで、先ほど言ったように、盛土が崩落して流出した土砂が土石流となって溪流を下って保全対象となる市街地等に到達するエリア等を抽出していただく。その上で、先ほどと同様ですけれども、蓋然性のない区域は除外した後に候補区域を設定するというようになってございます。

これらの区域の調査に当たって、既存の土地利用の情報とか地形データなどを活用して、また、必要に応じて現地調査を行って、区域の設定をするということになってございます。

次の11ページ目、お願いいたします。

補足的な説明でございましてけれども、流出した土砂が土石流化して、保全対象に到達するおそれのある区域というのはどういうところだというイメージを描いてございます。具体的には、市街地とか集落に流れ込む溪流・河川等、これが勾配2度以上で流入をする。これは過去の文献等において、そういう土砂が流れて到達する角度というのは2度というふうに設定されてお

りますので、それを活用して地域というのを定めていくということとしてございます。

さらに12ページ目、これも若干補足になりますけれども、災害が発生する蓋然性の考え方ということで、具体的には、土砂が運搬できる道路とか建設工事、土砂が発生する場所から相当程度離れているということによって、土砂が持ち込まれる可能性がないエリアというのを想定しているというところでございます。

ただ、実際土砂を運ぶための道を後から付けるというようなこともありますので、そういう状況が変わることもあることも想定しながら、慎重に判断をしながら設定をしていくということかなというふうに思っております。

続いて、13ページ目をお願いいたします。「盛土等に伴う災害の防止のための調査（既存盛土調査）のイメージ」というふうに書いてあります。

先ほど言ったように、規制区域では、新しい盛土以外にも、これまでに造られた盛土についても、災害の発生のおそれのあるものについては勧告とか命令を行うということができるようになっております。そういう意味で、既存の盛土で危険なものはどこにあるんだということで、分布調査というものを行うこととしてございます。

下に調査の流れが書いてありますけれども、既存の盛土の分布調査、これは机上、あとは衛星画像とかを使って抽出して、その盛土が実際応急対策が必要なのかを判断し、必要なものについては早急に応急対策をしていきますし、必要がないものについては、その優先度、詳しい調査が必要なのか、あとは経過観察すべきなのか、判断をしていくという調査も併せて実施をするということとしてございます。

以上が大きなポイントでございます。

次のページ以降、3基本方針（案）の概要ということで、いままでの説明を文章化したものの概要となります。15ページに基本方針（案）の構成が書いてございますが、冒頭申し上げた法律に基づいて、四つの項目についてそれぞれ記載がされてございます。

引き続き16ページ目、1で盛土等に伴う災害の防止に関する基本的な事項が書かれておりますが、先ほどの説明をちょっと補足しますと、この中では、盛土をめぐる現状のほかに、国・地方公共団体の役割とか連携の重要性などについても記載をされております。

盛土については広域的な対応の観点というのも必要で、そこについては国による関与というのはしっかりやっています。

一方で、実際運用していただく都道府県等においては、しっかりとその執行体制を定めていただくほか、あとは、基礎自治体である市町村とも緊密に連携して対処していただくというこ

と。

あと、民間事業者の方も盛土の発生責任の一端を担っているという意識をしっかりと持っていていただくということが重要ですよということを書いてございます。

そのほか、2の方でも、盛土規制法の所管部局を都道府県等においては確立をしていただくんですけども、それ以外にも、従来から土地利用の規制をやっている森林・農地部局、さらには廃棄物等が混ざっている場合がございますので廃棄物規制部局、また、不法な盛土等がございますので警察とも連携して対応していきましょうということが書かれてございます。

次の17ページは、2の基礎調査の実施について指針となるべき事項でございますが、これについては先ほど説明した内容と重複しますので省略いたします。

さらに、18ページ目の、3規制区域の指定について指針となるべき事項も、これも同様でございますので説明は省略をいたしまして、20ページ目、その他重要事項ということで、四つの項目を掲げてございます。

20ページ目、まず一つ目として、建設工事から発生する土の搬出先の明確化ということで、そもそも盛土の原因となる土が発生をするところで、しっかりとその適正利用を徹底していくことが必要でしょうということ。一つは、その現場内で使っていく、また、ほかの工事現場で必要なものがあれば、そちらに利用していくということ。また、運び出すときは、しっかりとその搬出先が明確化できるように、関係のないところに持ち運ばれないように、明確化することが必要ですよということが書かれてございます。

2番目として、廃棄物混じり土の発生防止ということで、廃棄物はその土の中に混じっている土がございます。そういうものについては、土と廃棄物を分別して、土については、これは有効利用していく。一方で、分別された廃棄物については、廃棄物処理法に基づいて適切に処理を行っていきましょうということを掲げてございます。

3番目、盛土等の土壌汚染等に係る対応ということで、これは盛土の土そのものが土壌汚染されている場合、こちらについては土壌汚染対策法というものがございますので、担当部局と連携して、しっかりと対応していこうということでございます。

最後、4番目、太陽光発電に係る対応ということで、最近、太陽光発電設備というのが増えてございます。こういう太陽光発電設備ができる際に、盛土規制法に定める、一定規模以上の盛土がある場合は、盛土規制法に基づく許可等が必要になりますので、関係する部局と情報を共有して、適切に対応するということが必要ということが書いてございます。

最後、4番目、施行スケジュールでございます。22ページ目をご覧くださいと思います。

法律については、先ほど言ったように、昨年に成立・公布し、本年5月に施行されるということになってございます。

さらにより細かい基準を定めた政令については、昨年12月に、省令については今パブリック・コメントを実施しておりまして、これについても法律と同時に施行するということになってございます。そして、本日御説明した基本方針についても、法律施行後、速やかに公表してまいりたいというふうに思っております。それに基づいて、都道府県等は今後、規制区域の指定を進めるという流れになってございます。

以上で説明は終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○土屋会長 ありがとうございます。かなり専門的な部分もあるんですが、非常に重要な法律の御説明だったと思います。

一番初めの方にありましたように、今日は事前説明という形で、これも御説明ありましたように、盛土規制法の施行が5月26日なので、それ以降に速やかに意見聴取を行うってことになっているのですが、この時期にちょうど審議会が予定できるかどうかというのはまだ不透明なところがあって、何らかの形で意見聴取はするのですけれども、このような場で対面でやるかどうかはちょっとまだ分からないところがあるので、時間は限られていますが、この場で、3審議会のうちの一つに林政審議会も入っているわけですので、御意見、御質問等をお願いいたします。いかがでしょうか。

どうぞ、河野委員。

どうぞ、河野委員。

○河野委員 御説明ありがとうございました。

あの熱海の事故を受けて、やっとこの度法律ができて、これからに向けて、関係各所の皆様の御尽力に大いに期待したいところでございます。

それで、今御説明いただいた中で、私が聞き漏らしたかもしれないんですけども、そもそも基礎調査をされる、これは各都道府県でかなりの数が生じてくると思いますが、基礎調査を担う人材と、それを判断する専門性を持った人材の確保ができていくのかというのが1点目の質問です。2点目は、指定権限は都道府県の知事が持っていらっしゃるというのは分かりましたけれども、その決定する際に、第三者的視点を持った客観的な判断ができる組織が介在する形で最終判断までいくのかどうか。ともすると、やはり地域利権ですとか、様々な困難が待ち受けていると思うんですけども、その辺りでしっかりと透明性が担保されているのかということをお願いいたします。

○箕輪治山課長 御質問ありがとうございます。

まず1点の基礎調査、正確に申しますと、この基礎調査を実施、また規制区域を指定するのは都道府県知事、あとは政令市・中核市、それぞれの市長さんになります。

そういう中で人材がいるのかというところでございますけれども、これまでも宅地造成に係る部門というのはございまして、必要に応じてそれぞれ規制区域というのを設けていたというところでございます。今回は森林等も含めて対象区域に含まれますので、これまでの宅地造部門だけではなくて、森林・農地の部門も連携して、より主体的にそれぞれの部門の知見というのを寄せ集めて、この調査又は区域の指定を進めてくださいというお願いをしております。

あと、必要に応じて、機械的に判定というか、調査もできる部分がありますので、そういうものはコンサルタントとか、外部にも委託をしながら抽出をしていくということで進めていかれるところも多いのではないかと考えてございます。

また、専門的な客観的な判断できる組織が介在するかというところは、これは都道府県や市によって事情もちよっと違うかなと思うんですけども、必要に応じてそういうことを取られる地域もあるのかなと思いますけれども、基本方針の中では、こうなさいよというところまでは書いてございません。そこは地域の事情によって、盛土を取り巻く事情が地域によって違いますので、それぞれの地域の状況に応じていろんな対応が取られるのかなと考えております。

以上でございます。

○土屋会長 よろしいですか。

○河野委員 はい、ありがとうございます。

初めての試みだと思いますから、いろいろと試行錯誤はあると思いますけれども、でも、本当に確度の高いといいましようか、実効性がある施策になってほしいというふうに思っております。国の方でも足りないところをしっかりと支援するというので、よろしく願います。

○土屋会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

玉置委員。

○玉置委員 すみません、2回目です。

今回は盛土に関する基本方針を作るというところまでですが、基本調査をするというところまで決められているみたいですが「スキマのない規制」の今の時点での意味が分かりません。なぜかといいますと、基本調査をして区域を二つ決めるということは、所有者にとっては様々な思いもあると思いますが、データベースに基づく基本的な根拠はとても大切なことになって

くると思いますし、納得して進めるためには大切なことではないかと思えます。

それから、5ページの、防止のための安全基準の設定ってありますが、例えばここに書いてありますいろんな仕様、運用規定マニュアルというのは今後決められていくことなんですか。

○箕輪治山課長 よろしいですか。

○土屋会長 今、もう一つ、松浦委員の方からも手が挙がっております。松浦委員、今御発言いただけますか。まとめた方がいいかと思えますので。

○松浦委員 すみません、松浦です。

先ほど河野委員がおっしゃられたことにつきましては、技術基準を一刻も早く確立して、それを明確に遵守するということが非常に重要なことというふうに考えてございます。それに加えて、ただ技術基準を示しただけでは足りなくて、やはり施工中もきちんと、本当に技術基準どおりできているかどうかというところを第三者機関や都道府県などが監視していくということが必要かなと思いました。

あと、私の質問なんですけれども、3点ありまして、先ほど聞き漏らしたかもしれませんが、環境・景観評価というのが載っていなかったのも、これは各都道府県の条例などに落とし込むというような考え方でよろしいのでしょうかということ。あと、森林法とか砂防三法による各事業について行う盛土については、これは適用されないということですが、国とか都道府県が事業主体となって造る例えば林道、農道、国道、あるいは民間のNEXCOによる道路建設、それからJRなどによる鉄道建設に伴う盛土などは対象になるのでしょうかという話。もう一つ、これは多分、所管外だと思うんですけれども、昭和30年代後半から40年代にかけてかなり危険な宅地造成がされました。そういったものが認定された場合は、ディベロッパーが当然やるべき話なんですけれども、倒産していた場合などは、代わりに都道府県が対策工事をやるのでしょうかという、その3点です。すみません。

○土屋会長 まとめてお願いいたします。

○箕輪治山課長 まず、玉置委員の方から頂いた御質問についてでございますが、4ページ目に「スキマのない規制」というものを、御説明を申し上げました。ここで言いたいのは、左側のイメージになるんですけれども、従来は宅地を造成するための盛土・切土の行為で、その指定のイメージとしては市街地又は今後宅地造成をして市街地になる土地、そういう区域を指定するというような形で、ある程度限定をされていたんですけれども、今後の右側のように、そういう土地に限らず、森林や農地を含めた土地で、そのまですエリアが広がるということ。

もう一つは、その盛土・切土だけではなくて、いわゆる土捨てとか一時的な堆積、そういうものも広く規制を掛けるということで、ある意味、盛土等が崩れる、また、それが流れ出て被害を及ぼし得るといふものを、幅広く規制をするということで「スキマのない規制」という形に表現をさせていただいたというところでございます。

具体の基準については、その次の5ページ目に、災害防止のために必要な許可基準を設定ということで、下にイラストが描いてありますけれども、盛土を造るときに、例えば擁壁を造って、盛土が崩れないようにする。また、盛土の中に入ってくる水を、しっかり排水をさせてやるということで盛土が崩れないようにする。そういうための様々な施設を造りなさいよというように定めているというところでございます。

この基準について、一部については政令に定め、既に公表させていただいておりますけれども、具体のもっと細かい部分の基準については、マニュアルですとか、そのマニュアルの考え方を示した解説というものを、今整理をしております。これらについては、法律の施行に間に合うようにしっかり整理をして、実際に事務を携わる方、あとは実際に盛土をされる方々にしっかり周知をしていきたいなというふうに考えてございます。

続いて、松浦委員からあったんですけれども、ちょっと1個目と2個目が重なるかもしれませんが、今回の法律は、規制区域内で行われる盛土を規制するためのものがございます。一方で、これまでも森林内で行われる開発行為については森林法に基づいて林地開発許可制度というようなものがございましたが、法律の目的がそれぞれございますので、引き続き規制が掛かるといふふうになってございます。

ただ、例えば今でも宅地造成に係る盛土については今の法律の基準もうまく準用しながらその林地開発許可の審査をしておりますので、そのような運用については、今後も工夫をしながらやっていきたいなというふうに思っております。

なお、道路等の公共施設用地に係るもの、これについては、この盛土規制法の規制対象外というふうになっています。具体的には、林道も含めた道路とか公園、あとは、私どもの関係でいうと治山施設ですね。こういう公共施設として使われる土地については、この盛土規制法の規制対象外というふうになってございます。鉄道もそれに該当するというような形になってございます。

3点目の昭和30年代の大規模な宅地造成については、これは自治体の方で調査を実施するというような形で調査を実施しているというところでございます。

あと、最初の環境影響の評価については、この規制法の中では特に定めていない。あくまで

盛土そのものの規制という形になりますし、その技術的基準等を定めるというような形になっているというところでございます。

ちょっと漏れていたら申し訳ございませんが、ひとまず以上で回答とさせていただきます。

○松浦委員 はい、分かりました。環境とか景観の評価をするのであれば、この法律ではなくて、各都道府県が設定する条例とかでそれらを求めるという理解でよろしいですかね。

○箕輪治山課長 その理解で、よろしいです。

○松浦委員 分かりました。

あと、森林法、砂防法による事業について盛土を行う場合は、これは適用外ということで、はい、了解しました。ありがとうございました。

○土屋会長 玉置委員の方はよろしいですか。

○玉置委員 はい、ありがとうございました。

○土屋会長 今、施策部会長の方から御提案があったんですが、今御説明がありましたように、これは都道府県知事が規制区域等を指定することになるんですけれども、急で申し訳ないんですけれども、小山委員は県の御出身ということで、何かこれについてコメント等がありますか。ありましたら結構です。

○小山委員 小山でございます。

質問ではないんですけれども、これを今回、資料を詳しく見て行って、今後、技術基準とか詳しいところも出ていくんでしょうけれども、これはよほどやっぱり県庁内でも部局、都市計画部局、農林水産、森林とまたがります。市町の現場の状況の把握も必要ということで、よほど横連携、県と市町の連携というのもしっかりと情報共有、これもまた随時していかないと。これは自然災害ではなく、本当、発生したら人災的な部分として起こりますので、しっかり法が整備された後、基礎自治体、県・市町でしっかりこれを運用していく、具体性・実効性のあるものとして運用していく工夫は必要なんだろうなというふうに思いました。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございました。

時間的にはもう少しないわけではないというところなんですけれども、ほかの委員の方々、いかがでしょうか。

施策部会長はいいですか。

そうしましたら、ひとまず今日のところは、基本方針案についての御説明と、それに対する御意見や御質問はここまでとさせていただきます。活発な御議論、ありがとうございました。

それでは、最後に議題の5の「その他」に入ります。

資料3ですが、樹木採取権制度の運用状況についてということで、事務局側から御説明をお願いいたします。

○嶋田業務課長 業務課長でございます。よろしくをお願いいたします。

樹木採取権制度の運用状況について、資料3で説明させていただきます。

まず1ページ目、樹木採取権制度の概要です。

上の箱ですけれども、樹木採取権制度は、効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、国有林野に指定した樹木採取区において、一定期間、安定的に樹木を採取する権利を民間事業者を設定することができる制度です。

国有林では現行、下の赤枠左側の黄色マーカースにありますとおり、立木販売につきまして、毎年度個別に場所、時期を特定して、入札により販売しておりますけれども、これに加えて、この赤枠の右側の樹木採取権の制度では、皆伐相当で200から300ヘクタール程度について、10年を基本に権利を設定します。これにより、民間事業者にとっては長期的に事業量が見通せることとなり、機械導入や雇用拡大の進展が期待されます。

2ページ目を御覧ください。

令和3年6月に閣議決定されました成長戦略フォローアップ、令和4年6月に閣議決定されました新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画におきまして、それぞれ樹木採取権関係の位置付けがございます。

下の方の直近のものでは、樹木採取権につきまして、パイロット的に選定された10か所の樹木採取権設定を進めることや、今後の樹木採取権設定に関する具体的方針を令和4年12月までに策定することとされています。この具体的方針につきましては、後ほど詳しく説明させていただきます。

3ページ目、制度の取組状況でございます。

地域における素材生産事業者等の川上の事業者が対応できる規模としまして、権利期間10年程度、区域面積は皆伐相当で200から300ヘクタール程度を基本とするパイロット的な指定について、10か所指定を行いまして、公募等を経て8か所で権利設定を行ったところです。

公募等と並行しまして、樹木採取権者への聞き取りや事業者アンケートなど、権利設定プロセスの検証を実施してきました。

また、大規模・長期間の樹木採取区を検討するため、マーケットサウンディングを3回実施しました。こちらにつきましては、現時点で直ちに樹木採取区の指定につながる提案は得られ

ませんでした。令和4年6月から9月に行いました3回目のマーケットサウンディングでは、具体化しつつある構想の提案がありました。そのため、この提案については継続案件として、川上事業者との連携の進捗など、検討の状況について報告いただくことにしています。

4 ページ目、樹木採取権の設定概要です。

先ほど説明いたしました10か所の樹木採取区の設定概要と公募状況を一覧にしたものとなります。応募があった8か所で権利設定を行いまして、いずれも地元の素材生産事業者やその関係者が樹木採取権者となっています。

5 ページ目をお願いいたします。

2 ページで説明いたしました閣議決定を踏まえまして、今後の推進方針を昨年12月27日に策定しました。パイロット指定とその後の検証、マーケットサウンディングを踏まえたものとなっております。

左の上側に、パイロット的に指定した基本形の樹木採取区について、これまでの取組をまとめています。

まず、基本形の樹木採取区を全国10か所で指定し、このうち8か所で権利を設定しました。設定できなかった箇所については、製材工場の新・増設等、直近に地域で具体的な需要の増加が見られなかったことが申請のなかった大きな要因ではないかと思っております。この10か所の指定に当たりましては、年次統計の推移から、素材生産量が増加傾向にある地域を選定したところですが、地域における木材需要が階段状に大きく伸びるタイミングに合わせる必要があると考えました。

このため、右側の方針のポイント①のとおり、基本形の樹木採取区の指定手続にマーケットサウンディングを導入することとします。計画区ごとの計画編成時期に合わせて経常的にマーケットサウンディングを実施し、製材工場の新・増設等の需要を確認した上で樹木採取区を指定することにしたいと、このように考えております。なお、その際、当然ですけれども、森林計画区の資源状況等を踏まえて行うこととしておりまして、樹木採取区が指定可能な森林計画区をあらかじめ公表することとしています。

なお、先ほど、10か所のうち8か所が応募があった、2か所は応募がなかった。再公募を行っても申請がなかった2か所が前のページに出てきましたけれども、ここにつきましては、指定を解除することとしています。

続いて、左の下側、大規模・長期間の樹木採取区についての取組についてです。

この規模の樹木採取区の指定を検討するため、これまでに3回のマーケットサウンディング

を実施してきました。昨年9月に締め切った3回目のマーケットサウンディングで、ようやく今後もウオッチすべき継続案件とする提案がありました。3回のマーケットサウンディングでは、担当者のアイデアベースの構想から事業地を取得済みの構想まで、多様な検討段階のものがありました。また、中には大規模な構想を持つ製材等の川中事業者と地域の素材生産事業者である川上事業者との連携が難航し、構想の具体化まで至らなかったものもありました。川中の計画はそれなりでも、一緒に組む川上が捕まえられないといったこともあるようでした。

これらを踏まえ、右側の方針のポイント②と③ですが、まず、マーケットサウンディングの確認項目を事前に公表することとします。大規模・長期間に係るマーケットサウンディングについては、常時提案を受け付けることとし、確認する項目についても事前に公表することで、構想の進捗状況に応じた円滑な提案ができるようにします。

また、③のポイントとして、樹木採取区の複数同時指定方式を導入します。大規模需要への対応に当たり、大規模な川上に大規模な樹木採取区を1対1で対応させるのではなく、地域の事業者ができる基本形を複数作り、川中と川上が例えば1対2で対応できるような選択肢を作ることにはしたいと思います。

最後に、真ん中上側の黄色い枠にあるんですけども、事業者へのアンケートからは、10年でも長い、もっと短い期間のものが適当との声も大きかったことから、①のマーケットサウンディングの情報も踏まえ、より権利期間の短い樹木採取区を指定すること等についても検討することとしています。

以上のような方針により、今後も円滑な制度運用を図っていくことにしております。御審議をよろしく申し上げます。

説明は以上です。

○土屋会長 ありがとうございました。

新たに委員になられた方にちょっと説明しておきますと、樹木採取権の導入に当たっては、特別に施策部会でこのことを検討しました。普通、施策部会は白書が主なんですが、それとは別の項目として検討するってことをしました。それは、一つには、かなり国会等やマスコミ等でも取り上げられた一つの提案事案だったわけで、そういう慎重な審議をしたわけですが、その後も林政審議会の本審の方でも適宜、その進捗に応じて御報告いただいてチェックをするというのを一つの審議会の役割にしているところがあって、少し特出的に毎回御報告を頂いているところです。

これについて、御質問、御意見等はいかがでしょうか。

どうぞ、佐藤委員。

○佐藤委員 佐藤でございます。

今説明を受けて、樹木採取権で、長期間安定して作業員確保というか雇用の関係については、事業体としてはやはり大事なことかなというふうに思います。

ただ、私の説明聞き漏らしかもしれませんけれども、この後、10年で約200ヘクタールとかを伐採する、その後、今度はやはり、我々からすれば伐って、植えて、育ててという、私、イメージがあるものですから、その後の造林から保育、そういった形を、これ、国有林でありますけれども、どのような形で。やはり200ヘクタールで10年といえれば年間20ヘクタール伐って、20ヘクタールを造林してやっていく、その労働力。仮に事業体に、よく分かりませんが、義務化しているのか、いないのか。そういった辺りを教えていただければ有り難いかなというふうに質問させていただきました。よろしくお願いします。

○土屋会長 ありがとうございます。

もう一方ぐらい、もしもありましたら質問受けて。

じゃ、飯塚委員。

○飯塚委員 すみません、飯塚でございます。

私は余り国有林については詳しくないので、本当に一国民として単純な質問なんですけれども、もともとの目的が、一定期間安定的に仕事を押さえるために10年という、しかも、塊のある仕事量を与えるというところが狙いだったかと思うんですけれども、ヒアリングをした結果、10年じゃ長いという御意見が出たというところが何でかなというのが一つ目です。

それから、先ほどの御質問に合わせてですけれども、これ、伐ることしか課していないのか、その後の植え付けとかもセットの事業なのかとか、ちょっとその辺りも教えていただければと思います。

ありがとうございます。

○秋吉委員 すみません。

○土屋会長 どうぞ。

○秋吉委員 そのまま、すみません。

今のところ、うちの方は国有林事業の方もちょっとさせていただいている箇所もありまして、最近多いのが、特に誘導伐：密着造林型の、伐採・搬出した後にそのまま地ごしらえ作業して植え付けまでという一貫作業の方が、徐々にちょっと割合的に多くなってきてまして、うちの方も大体生産がメインだったんですけれども、最近ではもう造林事業の方がちょっと割合が、ち

よっとずつですけれども多く。皆伐時期を過ぎた熊本県も、山が多いということで、やっぱり生産量も徐々に増えて、事業箇所も増えているので、造林事業の方の歩合の方も大きくなりまして。やはり安全性の面を取ってイノベーション事業を使わせていただいて、ドローンを入れたりとか、様々なそういう補助事業も使わせていただいているんですけれども、やはり今から先はそういうふうには造林までがセットになった事業の方の割合が多くなっていくのかなと、この場を借りてちょっと質問させていただけたらと思って、質問させてください。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

そうしましたら、まとめてお答えいただければ。

○嶋田業務課長 御質問ありがとうございます。

ちょっと最後の質問の関係、そういう造林も含めたって話なんですけれども、資料の最初の資料1の19ページ、一番最後の国有林における取組②というやつに対応方向、これの四角の項目の一つ目の1ポツ、2行にわたっていろいろ書いてあるんですけれども、今おっしゃったのが伐採と造林の一貫作業というものでございまして、伐採してからしばらく時間を置いてから再造林するとなるといろいろ、いろんな作業がまた発生するので、なるべく一緒になってやりましょうという考え方でございまして、以前からこういうものの実証でありますとかもやっていますし、もう実際に国有林の方では事業ベースでなるべくこういうやり方をして、低コストなり省力化をしながら再造林を進めていこうという方針でやっております。

それから、再造林につきまして、お二人の委員の方から御質問いただきました。一応、樹木採取権自体は伐採して収穫、伐採してもらい権利を設定する制度なんですけれども、この契約を結ぶときに、伐採した後は、その樹木採取権者に国有林の請負事業をこちらから委託して、再造林をしてもらうということを約束して、樹木採取権者になっていただいているということでございますので、そこはしっかりやってもらいますし、また、そういった再造林も含めて10年間なり、年間20から30ヘクタールというそれなりの規模がございまして、それに向けて労務の配置等々も計画的にやってもらいながら、しっかり実行していただくという仕組みになっております。

それから、最初、10年が長いのではないかとの回答について。事情をいろいろ聞きますと、川中側の需要との兼ね合い、ラインの増設があったときに、どこまで国有林の材で安定的に供給してほしいかというものもありますし、また、川上側でいきますと、そういう後継者の事情とかそういうのも考えると、もうちょっと短い方が川上の事業体の規模によっては対応しやす

いというような声があったやに聞いております。

○土屋会長 ありがとうございます。

御質問、御意見の方、大体よろしいですか。

それじゃ、日當委員から。

○日當委員 日當でございます。

この樹木採取権制度、初期の頃の説明には、効率的な、かつ安定的な林業経営の育成を図るというふうなことで、いわゆる意欲と能力のある担い手の事業体の育成というところが高らかにうたわれていたように記憶しております。その意味では大変、国民の財産である国有林をそのような目的でお使いになるというふうなことは、望ましいことかなと思っていたところですが、この樹木採取権制度に、ちょっと私も勉強不足だったんですが、基本型ともう一つは大規模・長期間型があると。この二つのタイプで、いわゆる大規模・長期間型のところにおいても育成を図るというふうな視点はしっかりと保たれているんでしょうかというところ、また、基本型におきましても、この新しい方針のポイントで、マーケットサウンディングによる、言わば川中での需要を満たすための導入を図るというふうなことがうたわれておるんですが、この育成を図るという視点がちょっとだんだん、だんだんというよりも、この中では見えてこないのですが、その点はしっかりと担保、確保されていますでしょうかといところ、確認をさせていただきます。

○土屋会長 ありがとうございます。

今、立花委員の方も手を挙げておられますんで、立花委員も含めて。

○立花委員 ありがとうございます。

私からの指摘も、正に今の二つの点となります。

まず、そもそも森林を劣化・減少させることなく持続的に管理をして、木材の生産をしていくというのが基本にであると認識します。そのために、この樹木採取権は、導入に際しても面積や期間に関して様々な議論がなされ、国会でも議論がなされたと認識しています。

それに対して、確認をしたいんですけども、事業者アンケート調査の結果として、期間を短くしてほしいということに関して、それに伴って樹木採取権の対象面積も小さくなるということでもよろしいでしょうか。まさか200ヘクタールのまま5年にしますというようなことはあり得ないと思います。これはもともとの導入時の議論と逆方向に行くことになるかと危惧します。

もう一つは、樹木採取権の複数、大規模・長期間というところも気になります。これは500ヘクタールを20年とかってするんでしょうか。この期間を変えるときに面積をどう設定するの

かの確認をさせていただきたいです。年間20ヘクタールに対しても面積として大きいんじゃないかという意見がいろんなところから聞こえてきました。。

国有林の森林を劣化・減少させずにしっかりと管理をしながら使っていくという根本に立ち返ったときに、樹木採取権の期間を短くする、長くするということがどういう内容になるのかについて、説明をお願いいたします。

以上です。

○土屋会長 よろしくお願ひします。

○嶋田業務課長 一つは、まず、最後の質問からお答えさせていただきます。

その規模と期間の関係なんですけれども、10年間200から300ヘクタールというのは、1年当たり大体20ヘクタールから30ヘクタールというふうに考えていただければと思います。これは大体、立木として買い受ける規模が、川上の事業者、1年間にこんなもんだというようなデータがございまして、それに基づきまして、それぐらい適当だろうということで考えておりました、したがって、短くなればその分、その全体の面積というのは小さくなりますという考え方でございます。

それから、あわせまして、いろんな国有林の資源が何か減っては元も子もないんじゃないかというような御指摘だったと思いますけれども、当然ながら、計画等を編成するとき、その資源量がきちんと維持・増進されるような数字の中で泳ぐようになっておりましたし、また、1か所当たりの例えば伐採上限面積とかもルールに従ってやってもらうことになっています。また、その後の造林も、先ほども言いましたけれども、樹木採取権者の方に事業として委託した上で、その後の管理ではきちんと国有林の、国有林のというか、通常の施業をしっかりと国有林として責任を持ってやっていくという形になっております。

ということで、育成もきちんと国有林が責任を持ってやるということになります。

以上で、漏れがなかったでしょうか。

○土屋会長 大丈夫ですかね。

今御質問、御意見いただいた方で、ちょっと足りないってことであれば、御発言いただければと思います。

飯塚委員。

○飯塚委員 度々、新参者が、申し訳ありません。

これは、製材もセットで、出した丸太は製材にするのがセットのような構想なのかなっていうのが疑問、一つ目なんですけれども、あと、やっぱり年間20ヘクタールで10年間っていうの

はなかなかの規模の組織が必要だとは思いますが、例えば10ヘクタールにして10年間とか。育成という意味では、事業量は少なくとも安定的に長期を見通して、例えば機械を買うにしても、そういった継続性の方が大事なのかなと思うんですが、20ヘクタールというのが小さくなるような可能性はあるのでしょうかという質問です。

○嶋田業務課長 ありがとうございます。

製材がセットかという話なんですけれども、樹木採取権者を公募する際に、手を挙げられる方から、川中の製材業者なんかも含めた川上の事業者の連携をどうするんですかというようなことを聞くというか、提案していただくことになっていまして、それを踏まえて樹木採取権者を決定し、それを計画的にやっていただくという仕組みになっております。

それから、20ヘクタールじゃなくて1年間10ヘクタールぐらいでもってという話がございますけれども、先ほど申しましたように、ならしげという、大体1年間に20ヘクタールから30ヘクタールぐらいというのが事業者の立木買い付けの標準的な規模でございまして、それより小さいというのも規模としてはあるかもしれないんですが、国有林の場合は、これ以外に、先ほどの資料3の1ページの下にありましたように、もともと立木販売という仕組みがございますので、それぐらいの規模であれば、こういったものを御活用いただくということになるのではないかと考えております。

○土屋会長 ありがとうございます。

まだ御疑問等もあるかもしれませんが、一番初めに申し上げましたように、この制度の運用については今後も引き続き適宜御報告いただくことになると思いますので、またこれ、事業が進みましたら、よりいろんなことが分かってくると思いますので、そのときまた御報告いただいて検討するようにさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

一番初めに、皆さん議論してくださいってことで、ちょっとたき付けましたけれども、今回非常にたくさんの方から御意見を頂いて、ありがとうございます。こちらの方の差配が悪くて、全員の方からは、時間の関係上、御発言いただけなかったところはあるんですが、是非次回は、こちらも全員から御発言を頂くようにしますし、委員の方も御発言を御準備いただくと有り難いなと思っております。どうもありがとうございました。

それでは、特にならなければ。

よろしいでしょうか。特に何か御発言があればと思っておりますけれども、よろしいですか。

そうしましたら、実は、この会議では最初に長官若しくは次長から御挨拶いただくんですが、最後にまとめのコメントも頂くことになっております。今日は長官が御欠席ですので、森次長の

方から最後のまとめのコメントをお願いいたします。

○森林野庁次長 会長、ありがとうございます。

今日は大変熱心な御議論を頂きまして誠にありがとうございます。本日御指摘いただきました御質問、御意見の点につきましては、今後の政策展開にしっかりと生かしてまいりたいというふうに考えてございます。

幾つか、感想的なことになってしまいますが申し上げます。

本日、サプライチェーンのお話が、大きな話題としてございました。ちょうど最初の企画課長の説明でもあったんですけれども、令和3年の林業産出額が金曜日に公表になりまして、20年余りぶりの最高を記録しているところでございます。ウッドショックの下で価格が高騰したという特殊要因はあるとは思いますが、そういった中で、今日、先生方からお話ありましたように、国産木材利用への期待というのが非常に高まっていると思っております。この機を生かしまして、国際競争力も含めてつけまして、国内資源を生かせるサプライチェーンづくりが非常に重要になってくるかなというふうに思っているところでございます。

それから、カーボンニュートラルの関係、今日は余り御議論はなかったですけれども、森林について大変着目をされてございます。森林による吸収については、これは去年、クレジットの仕組みの見直しをいたしまして、主伐・再造林型のときのクレジットの考え方を整理をいたしたところでございます。こういったことを受けて、林業公社や様々な主体が、このクレジットを活用する動きが出てきてございます。

また、木材を長期にわたって利用する場合には炭素固定の効果もあるわけでございますけれども、これにつきましても、中高層の建築における木材利用の事例が出てきているところでございます。

こういった新たな動き、いろいろ出てございます。ちょっと宣伝になるんですけれども、昨年から私ども「モクレポ」というマンスリーレポートを月の半ばぐらいに、2月は15日に出ていると思いますが、発行しておりますので、そこで毎月の新しい動きを、いろいろな統計データと共に公表してございます。ホームページで見られますので、是非御覧いただくと有り難いなというふうに思っております。

最後に、そういった木材利用ということについては、その前提として、やはり木材の合法伐採ということをしっかりやっけていかなきゃいけないという議論になってくると思っています。そういった観点で、先般この審議会でも状況報告はさせていただいたんですけれども、クリーンウッド法という法律が平成28年に制定されておりますけれども、5年施行したところで見直

しをして必要な措置を講ずるという規定が入っておりまして、その検討した上で今国会で改正法案を提出しようということ、今準備を進めているところでございます。

いずれにいたしましても、森林・林業・木材産業に対する国民の期待が非常に高いという状況かと思っております、これに応じて政策を前に進めることができるように、委員各位から本日のようにどしどし御意見を賜りまして、それに従って、また政策を検討してまいりたいと思いますので、今後どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○土屋会長 非常に意義のあるコメントをありがとうございました。

以上をもちまして、今期初めての林政審議会の議事を終了いたします。委員の皆様方には長時間にわたり熱心な御議論を頂きまして、本当にありがとうございました。

この後まだ施策部会の委員の方は引き続きの検討になると思っておりますので、お疲れさまですが、よろしくお願ひいたします。

それでは、進行を事務局の方にお返しいたします。ありがとうございました。

○鳥海林政課長 土屋会長、ありがとうございました。

次回の林政審議会の開催日程につきましては、後日、事務局より調整をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

以上をもちまして本日の林政審議会を閉会とさせていただきます。

委員の皆様方には長時間にわたりまして熱心な御審議を頂きまして、ありがとうございました。

午後3時10分 閉会